

軟式野球部規約

(名称)

第1条本団体は軟式野球部と称する。

(目的)

第2条本団体は、野球を通して様々な人々と交流し、全国大会に出場することを目的とする。

(会計)

第3条会計年度は、毎年6月1日に始まり、翌年5月末日に終了するものとする。

なお、年度初めに予算計画を作成するとともに、年度末に決算を行うものとする。

(会費)

第4条会費は、一人当たり年額12000とし、毎月1000円、徴収することとする。

但し、年度途中に加入したものは入会后1か月以内に納入することとする。

(役員)

第5条本団体は、次の役員で構成する。役員任期は1年とし、年度初当に開催する定例会議において改選する。ただし、再任を妨げない。

- 1) 部長1名…本団体の代表
- 2) 副部長1名…部長を補佐し、部長に事故等ある時若しくは不在の時はその職務を代行する。
- 3) 会計1名…会計事務を処理する。

(決議)

第6条本規約に定めのない事項については全部員の承諾により決する。

(改廃)

第7条本規約、全部員の合意により改廃される。

附則

この規約は、平成17年4月1日から施行する。